

県発注工事の受注者の皆様へのお願い

〈放射性セシウム等による汚染の拡大を防止するために〉

- 県内で生産・製造された資材等を優先使用してください。
- 県外産の資材等の使用にあたっては、放射性セシウムの含有量及び空間放射線量の確認について協議することにしたので、ご理解をお願いします。

1 原子力発電所の事故に伴う放射性物質降下の影響を受けて、県内への汚染拡大を防止するために、次の県外産建設関連資材等の取り扱いについて暫定措置を設定しました。

■材料に含まれる放射性セシウム量の暫定許容値

〈肥料・土壌改良材・腐葉土・培養土・厚層基材・客土等〉
400ベクレル/kg（製品重量）

■施工後の空間放射線量の許容値

〈張芝工・植樹工・厚層基材吹付工・客土吹付工等〉

秋田県独自基準 0.19マイクロシーベルト/時

[保育所・学校等 0.12マイクロシーベルト/時]

※材料に含まれる放射性セシウム量を確認したものは省きます。

2 受注者の皆様が、県外産の対象資材を使用する場合は、下記の確認について協議をお願いすることにした。

- ① 生産者が行った検査の結果を確認
- ② 資材が設置された施工後の状況を確認

- 実施にあたっては、計測の方法や時期、位置等の詳細について、発注者と協議をお願いします。

このことに関するお問い合わせは

秋田県建設交通部 建設管理課技術管理室

電話 018-860-2419